

法律科目試験問題（行政法） 配点 50 点

〔第1問〕 次の【事例】を読んで、【設問1】及び【設問2】に答えなさい。（配点25点）

【事例】

甲県警察本部乙警察署に所属する警察官A及びBは、飲酒運転などの交通違反の予防、検挙のため、某年12月20日の午後10時頃から、乙警察署管内の公道脇の場所に待機し、赤色灯を回しながら、同所を通過する車両すべてについて無差別に停止を求める方法で、検問（以下「本件検問」という。）を実施した。同所を検問の場所としたのは、時期的に飲酒運転が多く、また、飲食店の多い丙警察署管内から乙警察署管内に帰る者が通常同所を通ることから、同所が検問に適していると判断したことによるものであった。

同日午後11時頃、自車を運転して同所を通行しようとしたX1は、Aが停止を求める合図をしていることに気付き、Aの前で停止した。Aが、X1に運転席の窓を開けてもらい、飲酒検知検査に応じるよう求めたところ、X1はこれを承諾した。Aが検査をしたところ、X1の呼気から道路交通法（以下「道交法」という。）65条1項にいう酒気帯び運転の基準を超えるアルコールが検出された。後日、X1は、道交法違反（酒気帯び運転）により起訴された。

X1は、当該刑事訴訟において、本件検問は何らの法的根拠もなく行われた違法なものであるから、本件検問が端緒となって収集された証拠は証拠能力がないと主張したいと考えている。

【設問1】

X1の立場に立って、警察法2条1項及び警察官職務執行法（解答にあたっては「警職法」と略記してよい。）2条1項のいずれも本件検問の法的根拠とすることができない理由を述べなさい。

なお、本件検問が端緒となって収集された証拠の証拠能力の有無について論じる必要はない。

【設問2】

本件検問は、法的根拠なしに行われた違法なものといえるか。最高裁判所の判例の立場を踏まえて、具体的な理由とともに述べなさい。

なお、本件検問が端緒となって収集された証拠の証拠能力の有無について論じる必要はない。

〔第2問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点25点）

【事例】

甲県警察本部丙警察署に所属する警察官C及びDが、深夜、パトロールカーで丙警察署管内を巡回していたところ、車道上に横たわっているX2を発見した。C及びDがパトロールカーを降りてX2に話しかけたが、X2は泥酔しており、支離滅裂な返答しかせず、また、アルコールの影響により単独で歩行することも困難な様子であった。C及びDは、X2をこのまま放置すると危険であり、X2は警察官職務執行法（以下「警職法」という。）3条1項1号の要件に該当すると

考え、警職法 3 条 1 項柱書に基づき X2 を保護することにした。C 及び D は、「放せこの野郎。」などと言って抵抗する X2 の両脇を抱えてパトロールカーに乗せ、丙警察署に移動して、X2 を同署内の保護室で保護した（以下「本件保護」という。）。

【設問】

（ア）行政上の直接強制、（イ）行政上の代執行、及び（ウ）即時強制（即時執行ともいう）の概念の内容をそれぞれ説明したうえで、本件保護がそれらのうちのいずれに当たるかについて、具体的な理由とともに述べなさい。